四季之子

秋中五

ワ 3
6601
5

門 ヲ3
号 6601
巻 5

昭和九年四月五日寄贈
故三上参次紀念
三上参次

秋草 中

目錄

○役名之部
一 家老之部名目
二 用人之部名目
三 奏者之事
四 医師之事
五 代官之事
六 同朋之事
七 中間之事

八　小右之事
九　古華之事
十　藏位師之事
十一　豆腐之事
官位之部
十二　公家之部
十三　四品之事
十四　宰相之事
十五　國號大名之事
十六　隼人正之鞭負之事
十七　白籍白門籍白之事

十八　正位之事
○衣服之部
十九　納豆多聞子
二十　折烏帽子之結之事
二十一　月小結之事
二十二　長小結之事
二十三　安位參官礼服之事
二十四　素襖之事
二十五　月紐結振之事
二十六　直垂之事
二十七　狩衣之事

二十八　布衣二人
二十九　大紋二人
三十　冠形元服二人
三十一　麻上下二人
三十二　上下二人
三十三　半袴二人
三十四　長袴二人
三十五　裏付上下二人
三十六　裏上下二人
三十七　ばくぎ上下二人
三十八　十徳二人

三十九　羽織二人
四十　小袖二人
四十一　願外月代二人
四十二　長柄ノ人めし付二人
四十三　女婿礼ニ長柄ノ人ニ同ク長ノ人内ノ者
子供ちごを用ル二人
四十四　かるびし付ル
四十五　衣裳ニ行ノ紋ノ付二人
四十六　袴ばかり紋ノ衣袴二人
四十七　長袋二人
四十八　合羽二人

四九　家社然る事
五十　財務（カミツ）る名目る事
五十一　紙衣る事
五十二　白衣（ヒヤリエ）る事
五十三　被引（モヒキ）る事
五十四　袴（キヤハン）の事
五十五　四人ぐるの事
五十六　女の陽具る事
五十七　女社衣裾る事
五十八　女社袴まる事

目録終

平貞文述

○役名る部

一　家老るいふ名目

家老る家令（カレウ）也今る小補顔令る麿顔る引る命也法也るいふ令（メイ）る人る物る平付てつるまり法い法度法式之家令るいふ役る主人の家社法度法式る司ぐるる人る物る平付る役るり家令の名目る和漢るの事同し史記の高祖本紀に太公家令（ニテ）説（ニ）太公曰るある の家老るるまり日本にての家令の名官位

令職員令ニ云ハ式部卿ハ従五位下ヲ以テ職事
従三位ニ昇ル　カ一位二位三位内家令ニ敷
人ニ云ハ
殿より補ス　注云家令ハ二
字カレウニマモル　カレウ形ニ　カラウニ
主司ヲ管ス　俗ニ家老ノ者ヲ用ル色家令
ヲ云ハ　ヲ云ハ家老ノ者ヲ
ヲ云ハ家令ノ

二　用人ニ名員

用人ニ名員ヲ令注ス　宣ル役
ハ名ヲ用人ニ云フ
ハ名ヲ用人ニ云フ
ハ名ヲ用人ニ云フ

私ヨセ養老ヨリ中ノ一云云光室町殿御時
カ事ヨリ海人藻茅ニ恵命俗正宣守ヨリ元亨延日奉行
頭人等内ヨリ云次ヲ称養老ハ傍若無人ノ
ヲ云養ノ事ハ限天子言事也延列関白以下
法家ヨリ物ヲ申ヲ云ハ申次ヲ称ヲ奏シ如
此事南世以外乱吹也雖延順時世可得
其意也

四　馬廻リヨリ事

ヨリ廻リヨリ事此称古ヨリ云ヒ所内書案
文ヨリ永四六年義持義教細川右京大夫
ヨリ始リヨリ所内書カ文ヨリ然ニ今度敵出

張ヨリ依ニ事ヲ廻ヨリ法師無二ヲ申延年次
閑食ハ右ハ林坊ハ能ヲ無ヲ此ノ義ニ寵ヲ也ヲ
見ヲヲ

五　代官ヨリ事

代官ヨリ事ハ天ハ年中行事ヲ所治代
官横領ヲ云ヲヲヲ世ノ代ヲヲ自
下ヲヲ事ハ此外古書ヲ云ヲ所代ヲ
ヲヲヲヲヲヲヲヲヲヲ主ヲヲ名代ヲヲヲヲ
ヲヲ別カヲヲ

六　同朋ヨリ事

同朋ヨリ事武説ニ云ハ康苑院義満公幼少

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中宮等ようあるを保年盛衰記巻十三に悪
九郎の所中宮と云あり是を金刀の中
宮と云ふ未詳巻五年弘長元年八月八日の条
末十月二日将軍頼嗣上洛の儀法事行を定
る所に所中宮信濃判官時清と云ふ是
中宮の事行と云ふ京五記に云公方様
所中宮と云ふあり又云武蔵に雑色（ザウシキ）と
中宮より下りの人よりあげられ公家
に中宮を雑色と作る公方様の所雑
色と云ふ又別に云武雑書札抜に天文二
年七月六日の首注文を記し中宮

義六と云ふ苗氏あり其外信濃に皆苗氏
を書云ふ中宮に苗氏を云ふ
きさらしと見る大的様絹に夫の中宮
無苗を若きなること云ふ今世の中宮
ようにおよろしき也

八　小志乃年

小志乃年所成次序故実　伊勢物中に貞義云所
永正年中記に草履
小志乃年所要物も出ぬ所志乃年
も物に所小志乃しめしつけられ
年寄たる物に云宗五記に云公方様所小
志に人門に書よりあり寄りて物

大名所小野人[illegible]古き人[illegible]中
[illegible]云々永徳十一年霊陽院義昭公翰会
義京亭一序成云々此[illegible]小[illegible]の先[illegible]
若尤の先梅若千若[illegible]元[illegible]家[illegible]御
小[illegible]千[illegible]小[illegible]の[illegible]
[illegible]

九　右筆の事

右筆の事筆[illegible]人[illegible]云[illegible]鑑[illegible]
六月廿三日　康清伺[illegible]武[illegible]遣[illegible]要細御書[illegible]被感仰
康信之功[illegible]大和判官代邦道右筆被加御筆
并御判[illegible]云々　又養和二年五月十二日　伏見冠者藤原廣

綱初奏武衛是右筆也則京都者依有御
尋安田三郎被挙申之云々是当右筆云
[illegible]物書[illegible]右筆云
[illegible]今川了俊[illegible]雖[illegible]年[illegible]今年[illegible]
[illegible]以の外中院[illegible]家[illegible]冥[illegible]
[illegible]の外の方[illegible]筆曲[illegible]冥[illegible]
比奥也云々是了俊自身書[illegible]年[illegible]右筆
[illegible]人の代筆[illegible]
[illegible]
[illegible]

十 藏法師之事

藏法師の事 武蔵国に藏を所り系譜あ
ることを出のまゝ也 藏法師と云ふ古の利
發の人なる故 今世俗人あれ
ども多く藏法師と云ふの花
原年 盛衰記巻四に云ふ去来門尉入道 西光法
師門尉の西京に於て中なる二人あり 師藏
の頼りまゝ 移名仕れ 云々 東山殿年
中行事に師倉法師 西実房宣房
云々

十一 呉服之事

呉服之事 古より伝り 信原年 盛衰記巻十二連
我系 呉服ゝ 二三百人法師なるの如きあり 祇
園の多くまゝ呉服を敬ふ
ば云々 大平記巻卅六 秀綱兄弟 対面の事 横ゝ呉服、
伊三百人 高田〳〵呉服 濃
ゝ 義ゝ射る云々 樵談和要 一條兼良公門作 義
ゝ物出て停止せる 芳ゝ天
下治ゝ事 ゝ伝 ゝ
ゝ旧記 ゝ 乾自之年家ゝ
ゝ ゝ年 ゝ
中伝 ゝ呉服の類

る悪霊ありその中に法中法師ありて法社
法を五山十刹に公家門跡を滅亡ふべきの
の所行なり敵方をそそのかしん所は
如何ぞいはんやなしきあるべき所にあらざる
なりけるにて家をこそ亡ぼ
ひとしく強盗にあひたるたり
しかれども未だ滅亡にあらず下略 抜書
法皇様に忠義を合戦の時法師の悪霊を
ひしひしと責めこそ
○官位之部
土 公家に下略

公家に下略禁裏に下略 古事談巻二
云儀同三司 伊周 配流 中略 此百公家差
右京門摂位孝道 左京門蔵季雅 右京門
肩生伊遠 彼馳遣師 所帰本家云々 又云
又伊周 私修太元法 件法者非公家者不修
之法也云々 未経巻十一 建久二年五月三日 頼
朝奏状云 彼領朝方有支配之時者自公家
何条 中略 法皇中略 合以彼刃傷云 任法師
之恣怒奉驚公家下略 老若公家
ふハ禁裏を捨 下略
裏をこそ 中略 上人中略 事云

[illegible]

十三　四位に叙す事

四位の輩今世に繁多なる四位を授けらるる事
[illegible]四位に叙す官職の故実を遠ひ[illegible]
親王の位を[illegible]位[illegible]
由官位令の義解[illegible]
[illegible]四
[illegible]四位[illegible]
[illegible]四位に[illegible]
[illegible]

十四　宰相[illegible]

宰相[illegible]参議の名[illegible]参議
[illegible]今世に[illegible]人に宰相[illegible]
[illegible]

十五　國持大名[illegible]

國持大名の[illegible]
任[illegible]事を[illegible]人に[illegible]
[illegible]
[illegible]

十六　隼人正[illegible]

隼人を[illegible]正を[illegible]
[illegible]

八叶の[illegible]を集人をいと体工をまと
[illegible]ゆき[illegible]深[illegible]
[illegible]ゆびひ[illegible]れ[illegible]
[illegible]。ゆき。ゆき[illegible]
[illegible]

十七　主猪口内猪口三寸

主猪口内猪口の[illegible]
[illegible]又武敵也補民敵也
補り少補[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]補り字[illegible]ウの[illegible]音[illegible]
[illegible]

[illegible]
作[illegible]少補[illegible]同
十八　口何位三寸
口口位口五位[illegible]口口[illegible]
[illegible]
人り位[illegible]
○衣猪三郎

十九　納豆（ナウ）島門子三寸

納豆[illegible]田舎[illegible]
り信が種郎納豆[illegible]
角[illegible]曲[illegible]底[illegible]紙[illegible]

中絶まで紙屋川殿の御所の八物
の形を似せる事仰せ付け相国豆烏帽子をこしらへ
まり本を形烏帽子まつり拵まぐべく烏帽
子は上方は絹にてこしらへ今世中のぐ
こやこしらへる物をこしらへ之世事野
宰相宣義の卿并花屋宗義を呼び
ひしと書てこしらへ建保職人尽合八番烏
帽子形の絵に我宿の元服し給ひい
つもの事なる程まつまき肉を比
こしらへ元服し給ひ烏帽子
を作りて後に上古のこしらへ世

らへやこしらへも後三条院の御孫
花園左大臣有仁公（父の補佐 左大臣 義王）衣をまつまき裝束
まこしらへ強まつまき烏帽子まつまく世
まつまくまつまくまつまくまつまくまつ
世まつまくまつまくまつまくまつまく
世大将殿小有仁公まつまき
まつまくまつまくまつまくまつまく
まつまくまつまくまつまくまつまく
まつまくまつまくまつまくまつまく
まつまくまつまくまつまくまつまく
まつまくまつまくまつまくまつまく
まつまくまつまくまつまくまつまく
まつまくまつまくまつまくまつまく
まつまくまつまくまつまくまつまく

今は京極殿の御世にあり、後世殿の御世にあり、
宗山殿の比、觀世殿、世にいまだ猿楽の形なし、今
世あまねく用ゐる猿楽世阿弥、今世所作
なり、年時の序、礼式、歌の外は元弘
しぶるの如く、後世ぶり、変化をなす
べきなり、元弘の比、まことに用ゐられず、
しかるに、孟子曰、後世形、世を変ずべし
なり、

辛　杉島帽子

杉島帽子（作者名）の名、
杉島の名をて、能作をなす

うたうまうまうま

又元ぞ〳〵しうけしらいふ古おの濃く平き紙を
用ひて〻抽物の紙の如くして白く黒く一すぢ
〻引結くる物をうり宗五郎より見えくり今小杜
事を知りくる人あるく皆九紐の紙を用る
ありてこれがみの金柏紙の三中をまきき
云角ある　のこしろまあて　これいもうり紙元ぞ
ありり　うけ四ぞうり
今いこしろ引紙　まるうり前〳〵てこまきき
身のうあ和ぞう
乃前の下色すてまむまひまきその傍り
まるたく引ちけく通て也耳のお通り〳〵
引出しそおぶひの下まるうるけまむを
びく産屋しき本式のうけ柏ぞうけ柏を

知ぞるくいてこぼかけを元ぞくし　ひこあの上ま
人中れへこみ　南ま所のま
こうあまこ　のこしろの風口（ガザクチ）をひの上の方
へ引のこうぶり式い風口〳〵生ぞくをひ赤
ぞこれ通りすて一あまをひしくてこ底金をひ
ぶぶこれこぞこる所〳〵まてこうぶる色〳〵て
底丹ままれ同ぞ所〳〵あこくえぞる
しくえ元ぞ〳〵ぶつきく頭をこうぶけ
柏乳ぞまれぶ元ぞ無けく蔵ま半ま
こ出本式のこうぶ柏すまぞる色〳〵こ
又元日〳〵きこ〳〵ろ〳〵ま平こふ
こうこうえこ礼まこ色

辛　形島明子のこゑひくする

形島明子のこゑひくする　今い元ぎく　社屋の社中
やぐらより半しくろまでもそび遠ゐり
芳枝こゑひしふ遠ひくこゑひしいの和ふて
うづみけまぐる附て　器美の附ふ　磬を紙ひ
ねくまて結くそのあすくをまきて穴
をあけく内より外へ引出しくまねき社ふ
くくまてくくあをそび遠ゐり著ろ
磬の四ひ中くを前まくくごくく頂の上
に結ゐり元ぎく社中まきふ袋ごくくる
四くくくくまねき社中へ入るゐりこゑひ

まくく磬をまきへ結付遠ひて使ひけま
ぎれふを元ぎく　前をまくくまきゐり使古
西まゐくぐ

辛　出こゑひの元ねくく社ふ

出こゑひの元ぎくくくくくくこゑひをくく
くまくくくまぎくくく遠くくくくくを
の元社のくくまけうぶる元ぎくくくくを
ぎくこゑひ元ぎくくくくくのあをまくくを出こゑ
ひの元ぎくくくくくを出ぎくおくくゐのこ元ぎ
くくまくこゑひあくこゑひ元ぎくくくく
いふをまくく

二十二　参議参官礼服事

参位参官の人の礼服は衣冠なり　素袍は
古の武官　衣位ある人は常行年
始の礼服なり　素袍は
皆上を着るなり　土佐光信が職人尋合の
絵に張工人は皆衣冠なり　素
袍は雲の文なり　考べし

二十三　素袍の事

素袍は平袍なり　裏束あり　衣服令の武
官の礼服　位袍　位袍也　位袍は
義解は無袴之衣也　官袍

袍は束帯なり　八寸束帯なり　八寸束帯なり
上は表裏袍なり

袍は縫腰の袍なり　縫腰の袍は
縫腰なり　武官の袍
武官は近衛門の衛士　縫腰なり　闕腋
の袍なり　闕腋の袍は上古なり　袍は
なり　縫腰は　闕腋は
袍なり　素袍は布　縫腰は　質素なる
なり　素袍は名なり　質素は　袍は
素袍の形なり　遠　紙衣紙
上は表なり　裏は　袍　いづれも
二十五　素袍は縫腰なり

素盞嗚の尊、草薙の劍を尋ねもとめ給ふ事

今世の人、多くその劍を作る事、下手にして、常に折れ
やすく、屈まりやすく、刃を結ぶ事、多くは、鍛冶の法を知らざる
故なり。鍛冶の法の秘傳、知らざる所、多くして、二つ
折れ、三つ折れの、刃を取りまもりまもれば、初の
づくりの、ふるまひ、そなはる。其時、所作、敵陰陽
に、所作あり。所作、敵を知らざる故、刃を結ぶ事、
多くして、鍛冶、結ぶ事、なかりしかば、素盞嗚の
尊、草薙の小神、引出でて、常に、

こゝに、引通しに、素盞嗚の尊、草薙の劍、所作を、あらそ
ばゝ、ゝ、ゝ、

[illegible]位高官の者の侍ふ時は武正の附ける小素襖を着し[illegible]
直垂を着し[illegible]る[illegible]将軍家御所の御[illegible]
物始まる次第の中間直垂を着せ[illegible]
大的始終記[illegible]
[illegible]
當時家[illegible]の礼儀の時殿[illegible]
[illegible]侍従以上は直垂以下は狩衣
[illegible]人は布衣[illegible]小素
襖[illegible]
小直垂[illegible]の風俗[illegible]

今は御剣[illegible]
年今は服[illegible]
[illegible]年[illegible]

文七 狩衣[illegible]年[illegible]云の布衣[illegible]云
狩衣[illegible]年吉小狩襖[illegible]云
和名抄[illegible]云布衣此間云獵衣加利政沼
[illegible]延喜式弾正式[illegible]義絹絶為獵衣[illegible]
[illegible]絶[illegible]義[illegible]獵衣[illegible]
[illegible]絶[illegible]
[illegible]獵[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
人の[illegible]まぎれたれば[illegible]
[illegible]云ふ長正慶二年五月の乱[illegible]ふこと義
満公[illegible]家督[illegible]ひし[illegible]年[illegible]ふ[illegible]年五年以
前より[illegible]れば義満公[illegible]ふ[illegible]
しるを知るべし[illegible]光院門跡（西三條実忠公）[illegible]
苑院殿の代[illegible]人[illegible]布直衣[illegible]
[illegible]家[illegible]一向非[illegible]
[illegible]云ふ義満公の代[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

此[illegible]布直衣[illegible]
[illegible]
[illegible]

の結髪古風を後世の人の前髪の前髪
は無きものと思ひ過ぎ来れり然るに
近頃の婦人の無髪にいたりてはいと
しきく変化り結髪変れりとなる髪
型なり今世は二百年ぐらい前の人
の髪型まぐれなく変れ下がり逆之結髪
なるこごとくなる見物なるなり
の風俗の変化なり

三十　風形名ぶるこを形と云

風形烏帽子は常（モト）立元ぶるこを形と云
たるなり古いやめるこを時は除く形

りしなり後世元ぶるこを無
まるなり而立元ぶるこを風形と云別なる
なりしこと古は平礼（ヒレ）平礼こ変ヒレこ変もこへイレイ
又へイライこもこもあやまりこ
云後は風形こ名をいひ誤るこ平礼こ
立元ぶるこを形ぶ形れる所ひ色ぶ
こひこめこ名ひ色こ云こ平礼をへイレイ。へイラ
イ。イライこ云ひあやまり
こ形元ぶるこ俗（エボウシ）の事こ云又白張風形こ云
元ぶるこの事こ云ふ説解こ
名を風を吹形れるこ名色ぶ風形と
いふ風形こ名を中古以来西三条殿家物之
風形の名なり先宮所後の時代の事又風形こ
平礼こ別物の形り記されしあやまりなり
平礼なり古代の書物に風形こ名ぶし後物
多

[illegible]

第四年三月四日内侍ニ云今日新院令著始
御烏帽子ヲ給フ云云無殊儀帥大納言隆季朝臣事
調進之ヲ八角蒔繪筥二口一口ハ平礼一口烏帽子令入之云云出平
礼ハ[illegible]風形[illegible]天子御位[illegible]
[illegible]白強元服[illegible]
[illegible]云事[illegible]元服[illegible]
[illegible]少[illegible]
[illegible]眉[illegible]
[illegible]知[illegible]

形[illegible]云[illegible]家[illegible]大[illegible]

三年 麻上下三年室町殿時代ハ肩衣袴ニ[illegible]
[illegible]武[illegible]
[illegible]素[illegible]切[illegible]肩衣
[illegible]安[illegible]
[illegible]
[illegible]

應元年八永福元年より六十七年以前之
長肩衣八松永より以来之儀之又（ヨリシテ）之元故実
室町殿内ハ出家之云数人有り所成の門先人等之
振舞等聚集之役有り其数実を記しるす事有り
扨亦義稙公帰代の事を記しるす迄
元世人肩衣袴着用小方日記之れ有り
何り義稙を出家二年目家督を継ぎ申し之
松永が在世、永録より七十年以前之事又松
永以前より肩衣之儀之又一説を近衛
龍山公前久公号 東求院 義稙社参薩摩國より
ハ一体に付る丈比龍山公素孫の種を取持
之肩衣袴着を作り申し云々長説有り

龍山公八慶長十七年より蔵しを松永より
之寄屋内人より龍山公の好み申し之
ざる事を知るべし古代の肩衣ハ
被物一羽織之物の形ごとし元光院門肩衣
半臂（ハンビヒ）如肩衣三ツ有裏云々半臂八束帯の
時下着る様なる袖なくひざ丈なる事
臂の字を用ふるとも肩衣を失ふ
此一ハ申ひしを以て古代無之ひざ
ものを着用へ者ども今社肩衣いひざを
ものを使ふ事ハ作りの
天正七年 薨
年六十九歳

元光院ハ西
三條実教卿之

追考

肩衣云事一上古より有り万葉集巻五山上憶良が貧窮問答の歌に綿毛奈伎布可多衣乃義留乃其等和々奈佐賀礼流と云ふ詞あり是貧者の布肩衣なる綿を用ひて作る法歟乃ち今世の肩衣と云ふ歟肩衣と云ふ名は肩に掛まとふ故なり上古は袴を掛まとふ事なり今世の肩衣と云ふ名は袴を掛まとふ事なり

二十二 上下と云事

上下と云事麻上下なども有り古は何れも裳袴なり上下具しとは袴と上下とを共に十領物なり袴は素より舎人なり

今の箱膳義発の日一家共同院のほかなり

是は箱が見苦しんぞる所之人まるぐるとなり

とは礼を賜ふ時之人数箱が再度なり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]云云 此上下ハ直衣[illegible]ふ[illegible]ぐし又吉部
秋列 五 云 [illegible]ニ 帝カ 車 [illegible]ヒリヤウ 折 毛 車副二人 恒清 國方 著白
両面上下ノ差ニ平組指ノ ハ 牛童 次郎九著ニ赤色上下ノ
[illegible]ハ 平礼 [illegible]ル 袴 同ニ車副
[illegible]ハ 袴 [illegible]ル 袴 [illegible]ル 袴 [illegible]ル

今世長袴ハ肩衣ハ裏ハ白絹袴ハ
ものゝ古代ハ肩衣ハ
袴ハ長袴ハ
今ハ肩衣ハ袴ハ一緒ニ
今世肩衣長袴ハ
ハ下ハ
三十五　裏付上下ハ
裏付上下ハ古代裏ハ
ハ
宗五記ニ云
ハ
寛政六年
ハ裏ハ
ハ

裏ハ
今ハ
白ハ
ハ裏ハ今世肩
袴ハ
夏上下ハ
夏上下ハ今世ハ肩衣ハ
ハ
ハ

て、當時きさき素襖肩衣門礼ぎぎ[illegible]
[illegible]年中めしに年號しき世金仙寺[illegible]
政所職伊勢伊賀守平貞宗
号金仙寺より貞文ゞ先祖之　のくまもれし　云云
戦後　本しに今世戦後まぐぐくいふ物
[illegible]素襖を着くくくまを遣素襖くいふこと
きくくまきき無くく深しきを人用を今世の素
上下いきまり物くくる物あり
二十七　肩ぎし上下くくる年
肩ぎし上下のくくる今世肩衣くく袴くを色の遣
くくくを着上下しくくを昔古風あり前まいふ
ぐくくむくくを肩衣くく袴くを一対まくくを肩

衣いきあり色物まくく袴くく一具しくくをあくく
しあり今世を着上下を昔後くくを昔世
内見侍あり
二十八　十歳くく年
十歳の年今世を醫者の影利發の者のこ
[illegible]くくむくくを俗人くくを戦[illegible]又[illegible]
[illegible]下　も[illegible]きくくあり宗五記云いまし[illegible]
きを當市　白くくも[illegible]
十歳の上年年きを仕りる変公人ぐぐを遣
[illegible]ぐぐ所くを素襖袴の上下十歳を[illegible]
元ぐくくを持きくくまぐぐ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

白布[illegible]白紙[illegible]

[illegible]結び[illegible]十徳[illegible]

[illegible]京都[illegible]門跡[illegible]

[illegible]

将軍家[illegible]

[illegible]裁縫[illegible]羅紗好[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]十徳[illegible]

[illegible]結び[illegible]

[illegible]別[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

云袴なども錦のまたぬきなどまた袖の
下なきなどは袖あれども今は錦のものなれば小袖
なるべきなり小袖とは長袖なり
また舞などいふもの衣袖なるべし
舞まで袖を長くするもかしこく短く広く
なるべし一舞は袖のうちくまなく長方の袴をはき
合せて袴を被せ方まであけて運
ぶり袖は大まで四角まで廣袖なりまた
入ず袴なり赤大なる袖を舞にて小袖なるべし
裳束なる者まるまる先少白小袖を下まで長く出

上用衣なども袖まで裳束なり
まで長き者なり上用裳束なる者なり小
袖なり上まで裳束なる者小器なり今
世御所まで束帯衣冠まで衣袖なり
まで器なり

四十一 廉同上

廉は自然なる古物なり物なるべしと一條
業良以寺飯 民部卿 内侍 能宣尺素往来に絡
緯とあり緯を出糸 糸なり 不しく緯を絡
糸用て織なり 徳緯と云なり 古書に
中は綿貫と書こなるべき貫は字用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

古き婚姻の礼書をよみ給へる事之事也
ど今世上にて婚礼の事之事を
古実まねしく押なべて婚礼をなす
人の許へ行ぶ人来るべきもわが家礼の
なる人世にあるべきまま悔ふ所のこころ
こまど近世の人おろかなるこころにて出来て
古実を叶ざる事なれども世人うらやく
く世にて古ぶるの事なしかたまり
ば家礼まる事あり

四十二　七世婚礼を家礼のしめうちんの上下

子孫をじまを用る事

今世婚礼を家礼のしめうちんの上下を
子孫婚姻を用ゐ家礼のしめうちんの上下
ちんの上下を家礼の古き礼書
ばかりを家礼の古書にて
くくの元ぎる名家ばかり婚礼ばかりを見元ず
近年社家ばかりこれを用ゐ
ども世を用る人ばかりなるべくこころ
法のごとくなるべし

四十三　かくびの事

かくびの事行ふべき事をうくびこと
云ふこと形ばかり裏をかくびの義

又世まし白こうぶいろぶいろぶ
いろうろ筋ふし世品ろ舊記ま見えくろる名
ふろ袴ろ世ろ世ろ世

永吉案、永正年中伊勢
伯中書貞義記云、
永の年まゝくる人々自拙めしかんづる新
正女房さゝ年廿八まで居あり五月五日乃年
のゝきゆきあしんゝ貴以後めしかまゝ
云ゝ新しの光あり花簾ある物ある敷
むくふ男い差きくるものまきあくしゝ女ゞ
ゝ年ゝくてい差ぎくしゝ
當所家まてい四位以上ゝ五位以下の
めゝ所制法を立ゝまくる也今世ゝ男の
稚ゝ新しあを見まあり所制法ある上い將
くゞ雄もめしあを差きゝ世ゝ

用ゝあり法ゝ法ゝくびゝい白ゝ本ゝまくるあり
右ゝくびゝを差きまくる社本書之きれば深ゝ
びゝい器仮之古ハ五月五日ゝ深ゝくびゝ七
夕ハ朝ゝい白ゝくびゝくゝい宮ゝ形一ゝ
下社系吉代の夜當の習る時年の今案
ゝて考ふべし

四五　衣裳ゝくゝ新ゝの事

宗五記云衣裳の習ゝん附ゝ年ゝ事二月中
ハ袷ゝまゝ小袖四月ゝ袷を差ん中暑五月
四日まで袷五日ゝ男元ハゝくびゝ女中元
ハ厨中ゝすゞくゝ社袷ゝあきをめしん法

こゝまで結びすゞしうして六月朔日より七月
中ごろまでの間八月朔日より八月
朔日までの間こゝしまき男女共五月八月朝
日より粽をめしること今ハ九月朔日より
粽今ハ伊勢宮五月五日存生　九月より小袖を着る
儒者の小袖を召る日ハ五月五日　京法子より
男女ともに紫色の小袖を用ひ出ハ繁中
まての事なり但京中大略此分なり云々又云
ゝびゝ法華　法華じゃ法華じゃ又ゝゝびゝ
云伊勢ゝ白地なるゝ紅の花青
葉を一面に染ゝ白地なるゝ紅の花青
葉なきゝゝ女房児ハ
なりゝ

ゝる男ハ花ゝて盛ハ只男ハ花きゝ者ゝ
白ゝゝびゝ仙台ハ同一本ハ男ハ花の者ゝ
白ハ京ハ数将軍　時代の事なり　五月五日
ゝゝびゝ七夕八朝ハ白ゝゝひゝゝ
ゝ事
古ハ花ゝ右のゝ事ゝ
びゝ七夕八朝白ゝゝびゝゝ
當時家内所制法ゝゝ丈子細ハ
初ゝず或説ゝ七夕八朝ゝ白ゝゝびゝ
花ゝ事　七月八日ゝ秋の季ゝ秋八西
方金来ゝ七夕ゝゝ時ゝ金の色ハ五色ゝ形
ゝハ白ゝ物ゝ白物子を用ゝ云々

按ずるに、右の説まことに四季の五行を
配し、家内の色をあらはす夜具の色を定め、
春は青、夏は赤、秋は黒、四季共に用ゆる黄色
の夜具をもちゆるべきなり。たゞ秋の一季のみ
なく叶はざるの外の三季は用ゆべからず叶
はば世の通用にまぎれ難き程屋
敷にかゝる迄用ゆる歟。

四六　嵐色の夜具

祝ずる色の夜具にいまだ色の美
麗なるべし。嵐色は白きなり。黒こきなる
色と本色なるべし。紀色
と書　こゝに夜具

秋中　四十

夜具　抱帯にも父母兄弟にもこの
百素服をもちゆる人をも云。嵐色は白
色なり　一名ほうき墨色にいふ。孝子の喪
色なりこれも用ゆべからず。四年にて吉
年にはこれを除く。

四七　豆袋

豆袋に宋錦豆袋を用ゆ。古は華
美なるもの今世は本錦豆袋にて殿中にては
こびきうの御雑色云豆袋にて殿中にては
色はいろいろ多く華美を尚
不用に陪ましふまじく小数の黄華をのみ用
こゝに宗五郎云豆袋の殿中にては色
いろいろ文を織れども殿中の時色の時は

[illegible]

殿中　即前一条ひとしき[illegible]云々今世

[illegible]

四十八　合羽こうの事

合羽こうの云物は古代よりきこえ物之蓑笠なり

[illegible]素盞嗚命蓑をきて[illegible]　太平記巻十八載前肩軍ノ条

里見伊賀守大将[illegible]義治五千余人を金ケ

崎の後攻の為て敷[illegible]一枝差角を勢作

雲の用意をもて物具の上に蓑笠を

云云　宗五記云百傳は世に無ゆえ今

[illegible]小方様所[illegible]見夜中ゆ

[illegible]一匠[illegible]

[illegible]云云　今世蓑箱[illegible]行列[illegible]蓑

きをいしくるもの也箱を蓑箱といひ蓑
いしくるもの廣出の比より何蘭陀國の
人商賣の為に長崎へ來るこの何葉
陀人の上に着る衣服に袖なくまたを
隠さしめあり其の形人の羽に
似たりこれを蛮字にてこの カッパ を似たる紙
にて作り油引きカッパと名付たるなり
今坊主合羽といふ也又袖を付たる
紙カッパ出来る又木綿合羽羅紗の合羽
あまた出来るなり何葉陀より來る文字は
方の字にて遠くなれば カッパ といふ事なり

合羽の二字は此方にて字を付たるなり
字を意味なし

四十九 家の紋 三年紋 云ふ衣服に五所を付るを
家の紋といふ其の紋にまたまたの紋
紋云ふ本草に上に着る裏表を袍
といふ此袍を織ふに織紋あり
の織紋あり天子のみ黄櫨染云ふ桐竹
鳳凰麒麟の織文あり麹塵の所袍は菊
草を多の織文あり赤色の所袍は菊
草を窠の内に蜀の紋あり 紫衣の菜桐の所
紋は所袍の織紋よ

[illegible] 又長袖袍[illegible] 武[illegible]浮線綾の[illegible] 武[illegible]
[illegible] 武[illegible] 婦道等[illegible]
外[illegible]
右[illegible]
[illegible] 元年[illegible]の合戦[illegible]
[illegible] 旗幕[illegible] 衣[illegible]
[illegible] 宗五[illegible]云公方[illegible]
織物名[illegible]
[illegible] 白[illegible]
[illegible]
[illegible] 厚[illegible]
[illegible] 義政[illegible]時代の半之[illegible]
[illegible]

[illegible] 必[illegible]の[illegible]外[illegible]

平 時[illegible]
時[illegible]上古[illegible]
云[illegible]親王年十三[illegible]上皆給時服科春絁二
疋糸二約布四端鍬十口秋絁二疋綿二屯布
六端鋏四鋌云云 續日本紀卷十二云聖武天
皇天平八年冬十月戊申施唐僧道璿波羅
門僧菩提等時服

平 紙衣之事

紙衣[illegible]

北条大系入門ノ条

北条氏綱ハ裏ニ藤巴ヲ
ヲ用ル花尾ヲ紙衣（キヌ）の上ニ濃き黒（たき）ぞめの衣
ヲ着ル云云 古今狂歌集ニ世性法
師が歌 いかにして…

きく風のいろ失ふこゝ地さぞかし

五十二 白衣（ビヤクエ）ニ云事

白衣ニ云ハ礼服ニ着ずして袴ばかり着
たるを云なり 今世袴ヲも着ざるを白衣と
ゆゝ誤ル 保平盛衰記巻十三 高倉宮信連我一条ヲ前ハ
将ヲ門葉ヲ宋者上ヲ上ヲ大口ばかりヲ白
衣ヲ長押（ナゲシ）ヲ尾ヲ付ル云云 公家元ヲ年

後小ヲ白小袖ヲ着ル上ハ麻衣（ヒタヽレ）云
裳束ハ袴ヲ着ル元ヲ
袴ヲ着ル白衣ニ元ヲ
ぬぎ捨ル也ぬぎず直衣ばかりぬき
下ル白小袖ヲ着ル白衣ニ云之御家也
古ハ裳束ハ下ル白小袖ヲ着ル 今世武家ヲ
位以下ハ人白小袖 元ヲ五
着ル事ハ禁制ニ 元ヲ
直衣ヲ着ル素襖ヲ着ル袴ヲぬぎず
今世ハ風俗ヲ用ゆ
ばかり着ル小白衣ヲ着ル肩衣ヲ着ル袴

五十三 股引ニ云事

股引（モモヒキ）の事 吉いもぬぎ云々 又ぬぎ
云々 東鑑巻二 永元年六月七日条 以股解（マタギ）当
差長（サシ）八尺、串（クシ）に召（メシ）て 愛甲（アユタ）三郎に令射給云々
股解いもぬぎ 解の字い解 衣の字ろ
宇治拾遺巻
かり屋まゆが御等佛供養の為に
乗まゐり 兵藤太清経 云々
りは異 年卒ぞうあり。右力をもぬ
ぎ給ふ武くいぢぎ云々 宗五記云 方
極所小袖 云々 又ぬぎ 御束い十月五日円
野の御所一所成 云々 方ぬぎ云々
ぬぎ給ふ云々

卒四 御束 云々 東宗い 狩中 如名
脚束（キャハイ） 又ぬぎ云々 宗五記 波（バキ）ぬぎ
狩 脛巾 信云 波（バキ）ぬぎ 宗五記 方
云々 又云 反方 反 云々
り脚束 云々 大名の円 市口の
口垂 云々 雑り 御束 云々
尾 云々 尾 云々
云々

卒五 ぬぎ 社事
ぬぎ云々 吉い方ぬぎ云々
乃常 云々 又 反 常 云々 又方ぬぎ云々
ムウトヨム

[illegible]

[illegible]

[illegible]

云々右大将きのりの卿の家の
國の人いそんぢしいるぞ大つきぎと云
ふ古の人は考ふきぎとそのこと
そぢは角若くそ花は角は禪也牘
皇禪と云云形平の皇は似るなり
和名抄は禪 青鬼和名須万之毛能 一云知比佐岐毛乃 云々考
古本は社文多いまきものと云は牘白畏祥
多ふあり 此三字タフサギト訓ハ誤ナリ和名抄ニ違フ 又禪をそぢ
はしばゝ角ふあり 源平盛衰記巻卅五
宇治川先陣条 はそぢ角はそぢ角あり 禪いと
は絵ふしを絵ヒ多ふ角あり

以上禪の事あり

よもぎ人を陽炭
ふ角ぢ下の字を
を陽あびるふし
陽は人を陽多と云
ふんぢと云ふ
ふ角ぢ角の冠の形ぢと
ふぢ拔集拾集の中巻に蕭ぶ作
はるかやぐきとあり その文
半のそふなるをれるふぢと
ふんいげ角ぢ角ぢ

[illegible]

五十六　女の湯屋

女の湯屋[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五十七　女の衣裳

女の衣裳[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

敷書

居ながらこゝに所をしる女を戴
者花さき木のはなく富る家まあり男居を
忘るゝ所を家に　それまあるものをそしの袴
袴一ッあるをこゝに　おもくこれを
男のあるをこゝに袴をゝく此女をよ
ひまをく年比をる人あらんをだに忘ぬ
りつゝ思なりゝ無おもしもきをひを
ををゝ帝ゝ無爲ゝ住るをおをゝ
つゝ年ゝ世をゝれをゝ何ゝ身
をゝをゝ思ゝ忘ゝをゝこれをゝ
こゝをゝ云ゝ居ゝ因ゝ家ゝ女ゝ者

母ゝ中ゝつゝ下女ゝ者ゝ恩ゝ
をゝ袴ゝ知ゝ袴ゝ
あゝをゝ
女ゝ袴ゝ知ゝ袴ゝ
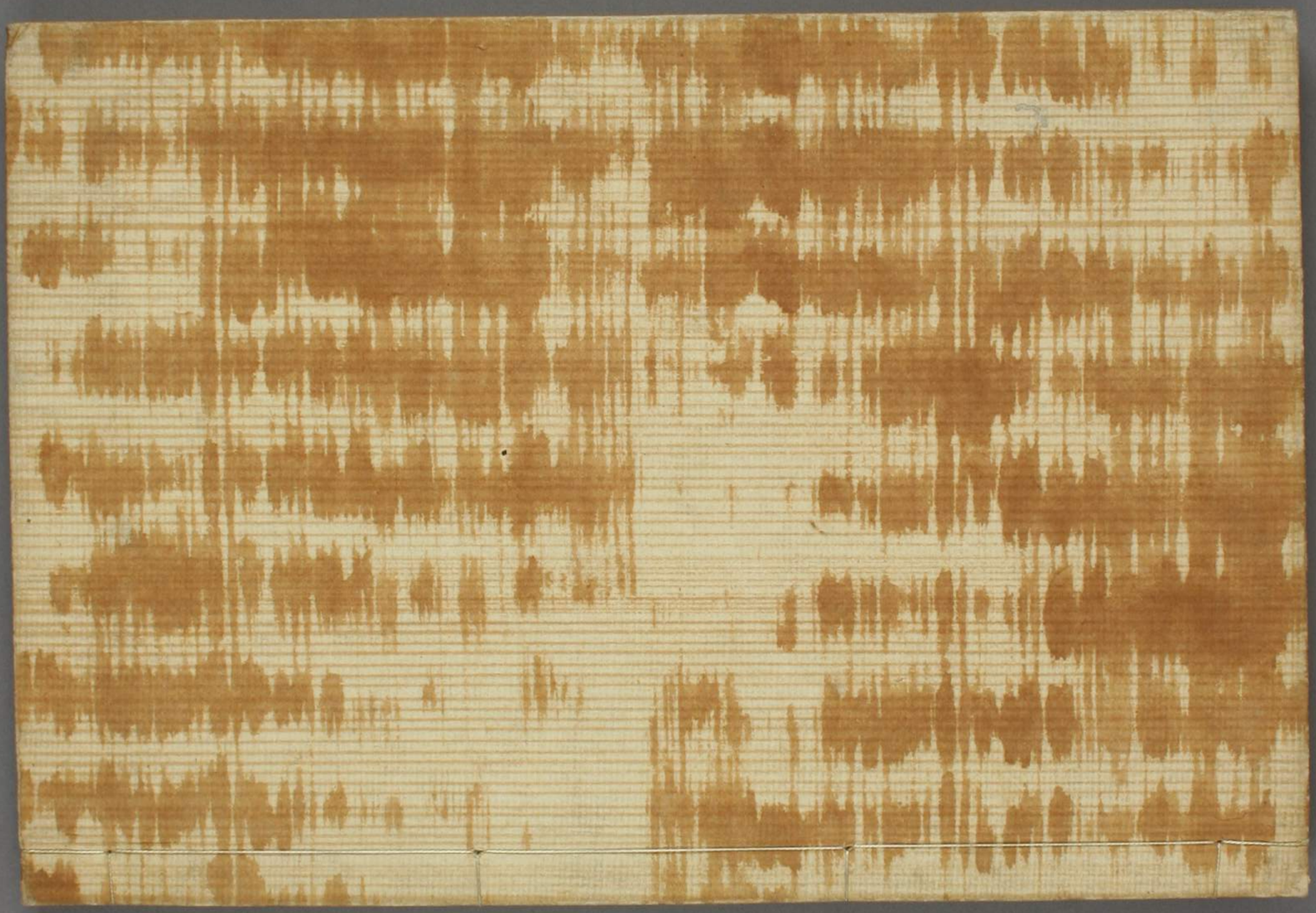
林学中編